

## ◆ 9 月 9 日、松山地裁に野村原告団 13 名が提訴しました。

(訴状内容)

野村ダムが行った緊急放流によって、野村町では 5 名の死者と 650 戸の浸水被害が出た。

国には 3 つの点の責任がある。

### ① 放流操作の瑕疵

ダム管理者は、大洪水を予測できたのだから、これに対処すべく事前に放流をして空き容量を確保しておくべきだった。しかし、大洪水に対処できないことが分かっていたのに、操作規則に定められた少量の放流しかせず、事前の放流が十分でなかったため、最大流入量の際にはダムは満杯になり、緊急放流を行った。

### ② 操作規則の瑕疵

国は平成 8 年に大規模洪水に対応できない操作規則に変更していた。大規模洪水に対応できない操作規則には瑕疵がある。

### ③ 放流情報などの伝達が不十分であった。

野村ダム事務所は、事前の通知なく、繰り上げの放流をしている。

先行している大洲市民が起こしている裁判において、国から驚くべき主張がされた。別紙のチラシをご覧ください。

- 1、 異常洪水時防災操作（緊急放流）をしたからといって危険な放流をしたわけではない。
- 2、平成 8 年改正の操作規則が大規模洪水に対応できないものではない。
- 3、国の放流情報伝達の対象者が流域住民ではなく、河道内に居る者に限られている。